

美杉町下之川字大原の保安林指定の状況について

1. 指定されている保安林の種類 土砂流出防備保安林

2. 保安林指定解除の可能性について

(平成20年6月5日付け津市新建第61号で県へ照会)

(平成20年6月6日付け津農環第607号による回答文書の抜粋)

最終処分場建設用地が保安林に指定されている場合には、用地部分の保安林の指定を解除する必要があります。

当該最終処分場建設の事業は、土地収用法第3条第1項第27号の事業に該当すると考えられますが、その場合、この保安林の解除は、森林法第26条第2項による「公益上の理由による」解除となります。

解除に関する取扱いは、「保安林の転用に係る解除の取扱い要領」等により林野庁から通達がされておりますが、その中に解除の要件として、

「この事業による土地の利用が、その地域における公的な各種土地利用計画、当該転用の目的及びその性格等にかんがみ、その土地以外に他（保安林以外）に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。」

と掲げられており、本件の場合、解除権限をもつ林野庁に対し当該保安林以外には適地が見あたらないということ客観的に説明するのは、非常に困難と考えます。

3. 保安林とは

森林法第25条（※1）の規定により、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため指定される森林で、その種類は17種類（※2）あります。

保安林では、これらの機能を確保・維持するため、立木竹の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。

※1 森林法第25条（抜粋）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）

を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

※2 保安林の種類

1. 水源かん養保安林
2. 土砂流出防備保安林
3. 土砂崩壊防備保安林
4. 飛砂防備保安林
5. 風害防備保安林
6. 水害防備保安林
7. 潮害防備保安林
8. 干害防備保安林
9. 雪害防備保安林
10. 霜害防備保安林
11. なだれ防備保安林
12. 落石防止保安林
13. 火災防備保安林
14. 魚つき保安林
15. 航行目標保安林
16. 保健保安林
17. 風致保安林